

横浜市民活動フィールド会場維持管理等業務委託 受託候補者選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 横浜市民活動フィールド会場維持管理等業務委託の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、GREEN×EXPO 2027 横浜市出展 横浜市民活動フィールド実行委員会プロポーザル実施事務要領に定めがあるもののほか、本実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 プロポーザル実施の公表にあたっては、本実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務仕様書により次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該業務の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 業務実施体制
- (2) 課題に対する提案

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実施体制
- (2) 課題に対する提案
- 2 プロポーザルの評価にあたっては提案書をもとに行い、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。ただし、評価結果が同点の場合には、評価会議にて採択を行い、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。
- 5 提案者が1者の場合は、満点の6割以上の評価点をもって特定するものとする。
- 6 所定の評価項目において、最低点(0点)を付ける評価委員が1人以上いた場合には、その提案は失格とする。

(評価会議の設置)

第5条 評価会議では、次の各号に定める事項について、その業務を行うものとする。

- (1) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (2) 提案書の評価
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング
- 2 評価会議には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。
 - 委員長 みどり環境局総務部長
 - 副委員長 みどり環境局戦略企画部戦略企画課長
 - 委員 みどり環境局戦略企画部戦略企画課担当課長
 - みどり環境局公園緑地部公園緑地事業課担当課長
 - みどり環境局公園緑地部動物園課担当課長

- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価会議は、委員の5分の4以上の出席をもって成立する。
- 5 委員長は、評価結果を GREEN×EXP0 2027 横浜市出展 横浜市民活動フィールド実行委員会第一業者選定委員会に報告するものとする。
- 6 評価会議は非公開とする。

（評価結果の通知）

第6条 特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は、GREEN×EXP0 2027 横浜市出展 横浜市民活動フィールド実行委員会が通知を発送した日の翌日起算で、土曜・日曜・祝日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、土曜・日曜・祝日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

（運用基準）

第7条 委託に関するプロポーザル方式運用基準は、横浜市の基準を適用する。

附 則

この要領は、令和8年6月24日から施行する。